

<p style="text-align: center;">中华人民共和国个人信息保护法 (草案)</p> <p style="text-align: center;">第十三届全国人大常委会 第二十二次会议审议</p> <p>第四章 个人在个人信息处理活动中的权利</p> <p>第四十四条 个人对其个人信息的处理享有知情权、决定权, 有权限制或者拒绝他人对其个人信息进行处理; 法律、行政法规另有规定的除外。</p> <p>第四十五条 个人有权向个人信息处理者查阅、复制其个人信息; 有本法第十九条第一款规定情形的除外。 个人请求查阅、复制其个人信息的, 个人信息处理者应当及时提供。</p> <p>第四十六条 个人发现其个人信息不准确或者不完整的, 有权请求个人信息处理者更正、补充。 个人请求更正、补充其个人信息的, 个人信息处理者应当对其个人信息予以核实, 并及时更正、补充。</p> <p>第四十七条 有下列情形之一的, 个人信息处理者应当主动或者根据个人的请求, 删除个人信息:</p> <p>(一) 约定的保存期限已届满或者处理目的已实现;</p> <p>(二) 个人信息处理者停止提供产品或者服务;</p> <p>(三) 个人撤回同意;</p> <p>(四) 个人信息处理者违反法律、行政法规或者违反约定处理个人信息;</p> <p>(五) 法律、行政法规规定的其他情形。</p> <p>法律、行政法规规定的保存期限未届满, 或者删除个人信息从技术上难以实现的, 个人信息处理者应当停止处理个人信息。</p>	<p style="text-align: center;">中華人民共和國個人情報保護法 (草案)</p> <p style="text-align: center;">第十三回全国人民代表大会常務委員会 第二十二次會議における審議</p> <p>第四章 個人の個人情報取扱行為における権利</p> <p>第四十四条 個人は、自らの個人情報の取扱いに対し、知る権利及び決定権を有し、他者の当該個人情報に対する取扱いを制限し、又は拒否することができる。ただし、法律又は行政法規に別段の規定のあるときは、この限りでない。</p> <p>第四十五条 個人は、自身の個人情報の閲覧又は複製を個人情報取扱者に請求することができる。ただし、本法第十九条第一項の定める事由のあるときは、この限りでない。 個人が自らの個人情報の閲覧又は複製を請求したときは、個人情報取扱者は、速やかに当該情報を提供しなければならない。</p> <p>第四十六条 個人は、自らの個人情報の不正確性又は不完全性を発見したときは、当該情報の修正又は補完を個人情報取扱者に請求することができる。 個人が自らの個人情報の修正又は補完を請求したときは、個人情報取扱者は、当該個人情報を確認し、かつ、速やかに修正又は補完しなければならない。</p> <p>第四十七条 次の各号に掲げる事由の一に該当するときは、個人情報取扱者は、主体的に、又は個人の申請に応じて個人情報を削除しなければならない。</p> <p>(一) 取り決めた保存期間が既に満了し、又は取扱いの目的が既に実現したとき。</p> <p>(二) 個人情報取扱者が商品・役務の提供を停止したとき。</p> <p>(三) 個人が同意を撤回したとき。</p> <p>(四) 個人情報取扱者が法律若しくは行政法規に違反し、又は取決めに違反して個人情報を取り扱ったとき。</p> <p>(五) 法律又は行政法規の定めるその他の状況</p> <p>法律若しくは行政法規の定める保存期間が満了しておらず、又は個人情報の削除の実現が技術的に困難であるときは、個人情報取扱者は、個人情報の取扱いを停止しなければなら</p>
---	--

<p>第四十八条 个人有权要求个人信息处理者对其个人信息处理规则进行解释说明。</p> <p>第四十九条 个人信息处理者应当建立个人行使权利的申请受理和处理机制。拒绝个人行使权利的请求的,应当说明理由。</p> <p>第五章 个人信息处理者的义务</p> <p>第五十条 个人信息处理者应当根据个人信息的目的、处理方式、个人信息的种类以及对个人的影响、可能存在的安全风险等,采取必要措施确保个人信息处理活动符合法律、行政法规的规定,并防止未经授权的访问以及个人信息泄露或者被窃取、篡改、删除:</p> <p>(一)制定内部管理制度和操作规程; (二)对个人信息实行分级分类管理; (三)采取相应的加密、去标识化等安全技术措施; (四)合理确定个人信息处理的操作权限,并定期对从业人员进行安全教育和培训; (五)制定并组织实施个人信息安全事件应急预案; (六)法律、行政法规规定的其他措施。</p> <p>第五十一条 处理个人信息达到国家网信部门规定数量的个人信息处理者应当指定个人信息保护负责人,负责对个人信息处理活动以及采取的保护措施等进行监督。个人信息处理者应当公开个人信息保护负责人的姓名、联系方式等,并报送履行个人信息保护职责的部门。</p> <p>第五十二条 本法第三条第二款规定的中华人民共和国境外的个人信息处理者,应当在中华人民共和国境内设立专门机构或者指定代表,负责处理个人信息保护相关事务,并将有关机构的名称或者代表的姓名、联系方式等报送履行个人信息保护职责的部门。</p> <p>第五十三条 个人信息处理者应当定期对其个人信息处理活动、采取的保护措施等是否符合法律、行政法规的规定进行审计。</p>	<p>ない。</p> <p>第四十八条 個人は、自らの個人情報の取扱規則に対する説明を個人情報取扱者に請求することができる。</p> <p>第四十九条 個人情報取扱者は、個人の権利行使の申請受理・取扱システムを構築しなければならない。個人の権利行使の申請を拒否するときは、理由を説明しなければならない。</p> <p>第五章 個人情報取扱者の義務</p> <p>第五十条 個人情報取扱者は、個人情報の取扱目的、取扱方法、種類、個人への影響、存在するおそれのあるセキュリティリスクなどに基づき、次の各号に掲げる必要な措置を採択し、個人情報取扱行為の法律及び行政法規の規定への適合性を確保し、かつ、授權を経ていないアクセス、及び個人情報の漏えい・窃取・改ざん・削除を防止しなければならない。</p> <p>(一)内部管理制度及び取扱規程の制定 (二)個人情報に対する分級・分類管理の実施 (三)相応の暗号化、非特定化等のセキュリティ技術措置の採択 (四)個人情報の取扱いに係る取扱権限の合理的な確定、及び従業員に対する定期的なセキュリティ教育・研修の実施 (五)個人情報のセキュリティインシデントに備えた緊急対応マニュアルの制定及び手配 (六)法律又は行政法規の定めるその他の措置</p> <p>第五十一条 個人情報の取扱数が、国家インターネット情報部門の定める数量に達した個人情報処理者は、個人情報の取扱行為や採択する保護措置等の監督を担当する個人情報保護責任者を指定しなければならない。個人情報取扱者は、個人情報保護責任者の氏名、連絡先等を公開し、かつ、個人情報保護権限履行部門に届け出なければならない。</p> <p>第五十二条 本法第三条第二項の定める中国国外の個人情報取扱者は、中国国内において専門的な機構を設け、又は代表者を指定し、当該機構又は代表者が、個人情報の保護に係る案件の取扱いを担当し、かつ、関連機構の名称、代表者の氏名、連絡先などを個人情報保護権限履行部門に届け出なければならない。</p> <p>第五十三条 個人情報取扱者は、自らの個人情報の取扱行為、採択する保護措置等の法律及び行政法規の規定への適合性の有無を</p>
---	---

<p>履行个人信息保护职责的部门有权要求个人信息处理者委托专业机构进行审计。</p> <p>第五十四条 个人信息处理者应当对下列个人信息处理活动在事前进行风险评估,并对处理情况进行记录:</p> <p>(一)处理敏感个人信息; (二)利用个人信息进行自动化决策; (三)委托处理个人信息、向第三方提供个人信息、公开个人信息; (四)向境外提供个人信息; (五)其他对个人有重大影响的个人信息处理活动。</p> <p>风险评估的内容应当包括:</p> <p>(一)个人信息的处理目的、处理方式等是否合法、正当、必要; (二)对个人的影响及风险程度; (三)所采取的安全保护措施是否合法、有效并与风险程度相适应。 风险评估报告和处理情况记录应当至少保存三年。</p> <p>第五十五条 个人信息处理者发现个人信息泄露的,应当立即采取补救措施,并通知履行个人信息保护职责的部门和个人。通知应当包括下列事项:</p> <p>(一)个人信息泄露的原因; (二)泄露的个人信息种类和可能造成的危害; (三)已采取的补救措施; (四)个人可以采取的减轻危害的措施;</p> <p>(五)个人信息处理者的联系方式。 个人信息处理者采取措施能够有效避免信息泄露造成损害的,个人信息处理者可以不通知个人;但是,履行个人信息保护职责的部门认为个人信息泄露可能对个人造成损害的,有权要求个人信息处理者通知个人。</p> <p>第六章 履行个人信息保护职责的部门</p> <p>第五十六条 国家网信部门负责统筹协调个人信息保护工作和相关监督管理工作。国</p>	<p>定期的に監査しなければならない。個人情報保護権限履行部門は、専門的な機構に委託して監査を行うよう個人情報取扱者に要求することができる。</p> <p>第五十四条 個人情報取扱者は、次の各号に掲げる個人情報の取扱行為に対して事前リスク評価を行い、かつ、取扱状況に対する記録を行わなければならない。</p> <p>(一)機微な個人情報の取扱い (二)個人情報を利用した自動的な意思決定の実施 (三)個人情報の取扱いの委託、個人情報の第三者への提供、及び個人情報の公開 (四)中国国外に向けた個人情報の提供 (五)その他の個人に重大な影響を及ぼす個人情報の取扱行為</p> <p>リスク評価には、次の各号に掲げる内容が含まれていなければならない。</p> <p>(一)個人情報の取扱目的、取扱方法等の合法性・正当性・必要性 (二)個人への影響及びリスクの程度 (三)採択したセキュリティ保護措置の合法性及び有効性並びにリスクの程度の相応性 リスク評価レポートと取扱状況の記録は、少なくとも三年保存しなければならない。</p> <p>第五十五条 個人情報取扱者が個人情報の漏えいを発見したときは、直ちに救済措置を採択し、個人情報保護権限履行部門及び個人に通知しなければならない。当該通知には、次の各号に掲げる事項が含まれていなければならない。</p> <p>(一)個人情報の漏えいの原因 (二)漏えいした個人情報の種類及びもたらされるおそれのある危害 (三)既に採択している救済措置 (四)個人が採択することのできる危害軽減措置 (五)個人情報取扱者の連絡先 個人情報取扱者が措置を採択して情報の漏えいによりもたらされる損害を有効に回避することのできる場合は、個人情報取扱者は、個人に通知しないことができる。ただし、個人情報保護権限履行部門が、個人情報の漏えいにより個人に損害の生じるおそれのあるものと考えたときは、個人への通知を個人情報取扱者に要求することができる。</p> <p>第六章 個人情報保護権限履行部門</p> <p>第五十六条 国家インターネット情報部門は、</p>
---	--

<p>务院有关部门依照本法和有关法律、行政法规的规定,在各自职责范围内负责个人信息保护和监督管理工作。</p> <p>县级以上地方人民政府有关部门的个人信息保护和监督管理职责,按照国家有关规定确定。 前两款规定的部门统称为履行个人信息保护职责的部门。</p> <p>第五十七条 履行个人信息保护职责的部门履行下列个人信息保护职责:</p> <p>(一)开展个人信息保护宣传教育,指导、监督个人信息处理者开展个人信息保护工作;</p> <p>(二)接受、处理与个人信息保护有关的投诉、举报;</p> <p>(三)调查、处理违法个人信息处理活动;</p> <p>(四)法律、行政法规规定的其他职责。</p> <p>第五十八条 国家网信部门和国务院有关部门按照职责权限组织制定个人信息保护相关规则、标准,推进个人信息保护社会化服务体系建设,支持有关机构开展个人信息保护评估、认证服务。</p> <p>第五十九条 履行个人信息保护职责的部门履行个人信息保护职责,可以采取下列措施:</p> <p>(一)询问有关当事人,调查与个人信息处理活动有关的情况;</p> <p>(二)查阅、复制当事人与个人信息处理活动有关的合同、记录、账簿以及其他有关资料;</p> <p>(三)实施现场检查,对涉嫌违法个人信息处理活动进行调查;</p> <p>(四)检查与个人信息处理活动有关的设备、物品;对有证据证明是违法个人信息处理活动的设备、物品,可以查封或者扣押。</p> <p>履行个人信息保护职责的部门依法履行职责,当事人应当予以协助、配合,不得拒绝、阻挠。</p> <p>第六十条 履行个人信息保护职责的部门在</p>	<p>個人情報保護業務及び関連監督管理業務の統括及び調整に責任を負う。国务院の関連部門は、本法並びに関連の法律及び行政法規の規定に従い、各自の職責の範囲において、個人情報保護業務及び監督管理業務に責任を負う。</p> <p>県級以上の地方人民政府の関連部門の個人情報保護業務及び監督管理業務の職責は、国家の関連規定に従って確定する。 前二項の定める部門は、以下において個人情報保護権限履行部門と総称する。</p> <p>第五十七条 個人情報保護権限履行部門は、次の各号に掲げる個人情報保護業務の職責を履行する。</p> <p>(一)個人情報保護の普及・教育の実施、並びに個人情報取扱者の個人情報保護業務の展開に対する指導及び監督</p> <p>(二)個人情報保護関連の陳情及び通報の受理及び取扱い</p> <p>(三)違法な個人情報取扱行為の調査及び処分</p> <p>(四)法律及び行政法規の定めるその他の職責</p> <p>第五十八条 国家インターネット情報部門と国务院の関連部門は、自らの職責及び権限に基づき、個人情報の保護に係る規則・基準を制定し、個人情報保護の社会化に向けたサービスシステムの構築を推進し、関連機構の個人情報の保護に係る評価及び認証サービスの展開を支持する。</p> <p>第五十九条 個人情報保護権限履行部門は、個人情報保護の職責の履行時において、次の各号に掲げる措置を採択することができる。</p> <p>(一)関連の当事者への照会、及び個人情報取扱行為に係る状況の調査</p> <p>(二)当事者の個人情報取扱行為に係る契約、記録、帳簿その他関連資料の閲覧及び複製</p> <p>(三)実地検査の実施、及び違法性が疑われる個人情報取扱行為に対する調査</p> <p>(四)個人情報の取扱行為に係る設備・物品の検査。違法な個人情報取扱行為に係る設備・物品である旨を挙証により証明することのできる場合は、当該設備・物品を封印し、又は差し押さえることができる。</p> <p>個人情報保護権限履行部門の法による職責の履行時において、当事者は、これに協力しなければならない、これを拒絶又は妨害してはならない。</p> <p>第六十条 個人情報保護権限履行部門は、職</p>
--	--

履行职责中,发现个人信息处理活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的,可以按照规定的权限和程序对该个人信息处理者的法定代表人或者主要负责人进行约谈。个人信息处理者应当按照要求采取措施,进行整改,消除隐患。

第六十一条 任何组织、个人有权对违法个人信息处理活动向履行个人信息保护职责的部门进行投诉、举报。收到投诉、举报的部门应当依法及时处理,并将处理结果告知投诉、举报人。

履行个人信息保护职责的部门应当公布接受投诉、举报的联系方式。

第七章 法律责任

第六十二条 违反本法规定处理个人信息,或者处理个人信息未按照规定采取必要的安全保护措施的,由履行个人信息保护职责的部门责令改正,没收违法所得,给予警告;拒不改正的,并处一百万元以下罚款;对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处一万元以上十万元以下罚款。

有前款规定的违法行为,情节严重的,由履行个人信息保护职责的部门责令改正,没收违法所得,并处五千万以下或者上一年度营业额百分之五以下罚款,并可以责令暂停相关业务、停业整顿、通报有关主管部门吊销相关业务许可或者吊销营业执照;对直接负责的主管人员和其他直接责任人员处十万元以上一百万元以下罚款。

第六十三条 有本法规定的违法行为的,依照有关法律、行政法规的规定记入信用档案,并予以公示。

第六十四条 国家机关不履行本法规定的个人信息保护义务的,由其上级机关或者履行个人信息保护职责的部门责令改正;对直

責の履行時において、個人情報の取扱行為における比較的に大きなリスクの存在、又は個人情報のセキュリティインシデントの発生を発見したときは、所定の権限及び手順に従って当該個人情報取扱者の法定代表者又は主要責任者との面会相談を行うことができる。個人情報取扱者は、要求に応じて措置を採択し、是正を実施し、かつ、リスクを排除しなければならない。

第六十一条 いずれの組織又は個人も、違法な個人情報の取扱行為に対し、個人情報保護権限履行部門に陳情又は通報することができる。陳情又は通報を受けた部門は、法により速やかに取り扱い、かつ、取扱結果を陳情者又は通報者に告知しなければならない。個人情報保護権限履行部門は、陳情又は通報を受理するための連絡先を公表しなければならない。

第七章 法的責任

第六十二条 本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、又は個人情報の取扱いが規定のとおりに必要なセキュリティ保護措置を採択していないときは、個人情報保護権限履行部門が、是正を命じ、違法所得を没収し、かつ、警告を与える。個人情報取扱者が是正を拒否したときは、当該部門は、一百万元以下の過料を併科し、直接の責任を負っていた主管者その他の直接の責任者に対しては、一万元以上十万元以下の過料に処する。

個人情報取扱者が前項の定める違法行為に及び、かつ、情状が深刻なときは、個人情報保護権限履行部門が、是正を命じ、違法所得を没収し、五千万以下又は前年度の売上の百分の五以下の過料を併科し、かつ、関連業務の一時停止又は操業停止及び是正を命じ、関連主管部门に報告し、関連の業務許可証又は営業許可証を取り消すことができる。直接の責任を負っていた主管者その他の直接の責任者に対しては、十万元以上一百万元以下の過料に処する。

第六十三条 本法の定める違法行為に及んだときは、関連の法律又は行政法規の規定に従って信用記録に記載し、かつ、これを公示する。

第六十四条 国家機関が本法の定める個人情報の保護義務を履行しなかったときは、当該機関の上位機関又は個人情報保護権限履

<p>接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。</p> <p>第六十五条 因个人信息处理活动侵害个人信息权益的,按照个人因此受到的损失或者个人信息处理者因此获得的利益承担赔偿责任;个人因此受到的损失和个人信息处理者因此获得的利益难以确定的,由人民法院根据实际情况确定赔偿数额。个人信息处理者能够证明自己没有过错的,可以减轻或者免除责任。</p> <p>第六十六条 个人信息处理者违反本法规定处理个人信息,侵害众多个人的权益的,人民检察院、履行个人信息保护职责的部门和国家网信部门确定的组织可以依法向人民法院提起诉讼。</p> <p>第六十七条 违反本法规定,构成违反治安管理行为的,依法给予治安管理处罚;构成犯罪的,依法追究刑事责任。</p> <p>第八章 附 则</p> <p>第六十八条 自然人因个人或者家庭事务而处理个人信息的,不适用本法。</p> <p>法律对各级人民政府及其有关部门组织实施的统计、档案管理活动中的个人信息处理有规定的,适用其规定。</p> <p>第六十九条 本法下列用语的含义:</p> <p>(一)个人信息处理者,是指自主决定处理目的、处理方式等个人信息处理事项的组织、个人。</p> <p>(二)自动化决策,是指利用个人信息对个人的行为习惯、兴趣爱好或者经济、健康、信用状况等,通过计算机程序自动分析、评估并进行决策的活动。</p> <p>(三)去标识化,是指个人信息经过处理,使其在不借助额外信息的情况下无法识别特定自然人的过程。</p> <p>(四)匿名化,是指个人信息经过处理无法识别特定自然人且不能复原的过程。</p>	<p>行部門が是正を命じる。直接の責任を負っていた主管者その他直接の責任者に対しては、法により処分を下す。</p> <p>第六十五条 個人情報取扱行為に起因して個人情報の権益を侵害したときは、個人がこれにより被った損失又は個人情報取扱者がこれにより獲得した利益に従って賠償責任を負う。個人がこれにより被った損失及び個人情報取扱者がこれにより獲得した利益の確定が困難なときは、人民法院が、実状に基づいて賠償金額を確定する。個人情報取扱者は、自身の無過失性を証明することのできる場合は、責任を軽減し、又は免れることができる。</p> <p>第六十六条 個人情報取扱者が本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、非常に多くの個人の権益を侵害したときは、人民検察院、個人情報保護権限履行部門及び国家インターネット情報部門が確定する組織は、法により人民法院に訴訟を提起することができる。</p> <p>第六十七条 本法の規定に違反し、治安の管理に違反する行為に及んだ場合においては、法により治安管理上の処罰を下し、犯罪を構成したときは、法により刑事責任を追及する。</p> <p>第八章 附則</p> <p>第六十八条 自然人は、個人又は家庭の事務に起因して個人情報を取り扱うときは、本法の適用を受けない。法律が各級の人民政府及びその関連部門の手配及び実施する統計活動及び記録文書管理活動中の個人情報の取扱いを規定しているときは、当該規定を適用する。</p> <p>第六十九条 本法における次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(一)個人情報取扱者とは、取扱目的、取扱方法等の個人情報取扱関連事項を主体的に決定する組織又は個人をいう。</p> <p>(二)自動的な意思決定とは、個人情報を利用し、個人の行為の習慣、興味、趣味、経済・健康・信用の状況等に対し、コンピュータプログラムを通じて自動的に分析及び評価し、かつ、意思決定を行う行為をいう。</p> <p>(三)非特定化とは、個人情報の処理を経て、当該情報に、追加的な情報の助けを借りない状況の下では特定の自然人を認識することができなくさせる過程をいう。</p> <p>(四)匿名化とは、個人情報の処理を経て、当該情報に、特定の自然人を認識することができ</p>
---	---

第七十条 本法自 年 月 日起施行。	ず、かつ、復元することもできなくさせる過程をいう。 第七十条 本法は、 年 月 日から施行する。
--------------------	---